

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

規 則	ページ
◎高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	5
訓 令	
◎知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令	5
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 5
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課) 5
○道路の区域変更	(道 路 課) 5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(9・7揭示) 5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数<〃 >	6
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	<〃 > 6

## 規 則

高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第53号

#### 高知県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づく職務発明」を「基づき、職務発明及び職務育

成品種」に、「又は特許権等」を「、特許権等及びノウハウ」に、「及び当該承継」を「並びに当該承継」に、「公営企業局」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいい、高知県公営企業局」に改める。

第2条第1号中「及び種苗法」を「、種苗法」に、「品種の育成」を「品種の育成及びノウハウの創作」に改め、同条第2号及び第3号中「職務発明」を「職務発明等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) ノウハウ 対外的に公開しない技術として、特許出願等をしてしない高度な技術的知識及び情報をいう。

第3条中「職務発明」を「職務発明等」に、「この規則の」を「この規則に」に、「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に改める。

第4条第1項中「発明届」を「発明等届」に改め、同項第3号中「場合には」を「場合にあつては」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) ノウハウとして管理することを希望する場合にあつては、その意思、理由等を記載した書類

(5) ノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するために公証制度を利用しているときにあつては、当該事実を確認することができる書類

第5条第1項中「職務発明」を「職務発明等」に、「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に改め、同条第2項中「当該認定及び決定」を「当該認定又は決定」に改める。

第6条中「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に改める。

第7条第1項中「知事は、」を「知事は、前条の規定により」に改め、「前条の規定により」を削り、「、速やかに特許出願等をする」を「速やかに特許出願等をし、ノウハウについて権利の移転があつたときは特許出願等をせず、速やかに管理を開始する」に改め、同条第2項中「職務発明」を「職務発明等」に改め、同条第3項中「、別記第4号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

4 その職務に関連して発明等をした職員は、第4条第1項の規定により発明等届を提出した後において、第5条第2項の規定による通知を受ける前にノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するために公証制度を利用したときは、直ちに別記第5号様式による公証制度利用届を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

第8条中「職務発明」を「職務発明等」に、「若しくは特許権等」を「、特許権等若しくはノウハウ」に、「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に改める。

第9条中「を承継した」を「若しくはノウハウを承継した」に、「及び品種登録」を「、品種登録及びノウハウ」に改める。

第10条第1項中「又は特許権等」を「、特許権等」に、「（において同じ。）」を「（において同じ。）又はノウハウ」に、「翌年5月31日」を「翌年の5月31日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ノウハウに係るものにあつては、特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するために公証制度を利用しているときは、当該利用を開始した日から起算して20年間を限度として実施補償金を支払うものとする。

第10条第1項第1号中「応じる率」を「応ずる率」に改め、同項第2号及び第3号中「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に改める。

第11条の見出し中「出願費用」を「出願費用等」に改め、同条中「又は特許権等」を「、特許権等又はノウハウ」に、「（以下「出願費用」を「又はノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するための公証制度の利用に伴い既に支払った費用（以下「出願費用等」に、「当該出願費用」を「当該出願費用等」に改める。

第12条第2号及び第14条中「出願費用」を「出願費用等」に改める。

第15条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。第16条第4号中「必要と認めること。」を「必要があると認める事項」に改める。

第18条第3項中「審議会」を「会議」に、「議事」を「、議事」に、「議決することはできない」を「議決をすることができない」に改め、同条第6項中「会長は、」を削り、「について、」を「について、会長が」に改める。

第20条中「出願公開されるまで」を「出願公開されるまで（ノウハウに係るものにあつては、無期限に）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、ノウハウに係るもののうち公知となった事項については、この限りでない。

第22条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「必要な事項は、」を「職員の職務発明等に関し必要な事項は、知事が」に改める。

別記様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊟

発明等届

職務に関連して発明等をしたので、高知県職員の職務発明等に関する規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

発明等の名称		
発明等の概要		
共同発明者	住所	
	氏名	
	生年月日	
	職業	
発明等の持分の割合		
県への権利の承継についての希望		
県がノウハウとして管理することについての希望		
備考		

- 注 1 職員による発明等の場合は、連名で届け出る。  
 2 「発明等の名称」欄は、振り仮名を付ける。  
 3 「発明等の概要」欄は、発明等の内容を簡潔に記入する。  
 4 「共同発明者」欄は、職員以外の者との共同による発明等の場合に記入する。  
 5 「発明等の持分の割合」欄は、職員及び職員以外の者との共同による発明等の場合に記入する。  
 6 高知県職員の職務発明等に関する規則第4条第1項第1号に掲げる発明等の内容を詳細に記載した書類として、次に掲げる書類又はこれらに類する書類を添付する。  
 (1) 発明又は考案の場合は、明細書及び図面  
 (2) 意匠の創作の場合は、説明書及び図面  
 (3) 品種の育成の場合は、内容説明書及び写真  
 (4) ノウハウの創作の場合は、(1)から(3)までに掲げる書類のうち必要なもの  
 7 この届出書及び添付書類は、秘密の取扱いとする。

## 第2号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属長 所属  
職名  
氏名 ㊟

意見書

下記の発明等について、高知県職員の職務発明等に関する規則第4条第2項の規定により意見を申し添えます。

記

- 1 発明等の名称
- 2 発明等をした職員の職名及び氏名
- 3 発明等をするに至った動機
- 4 発明等をした職員の希望

職務発明等の該当性	権利の帰属に関する希望	発明等の持分の割合	備考

- 5 所属長の意見

職務発明等の該当性	権利の帰属に関する意見	発明等の持分の割合	備考

- 注 1 「発明等をするに至った動機」欄は、職務発明等かどうかの認定に役立つように記入する。  
 2 「発明等の持分の割合」欄は、共同による発明等の場合に記入する。  
 3 発明等届において県がノウハウとしての管理することを希望している場合は、その適否に関する意見を「備考」欄に記入する。  
 4 この意見書は、秘密の取扱いとする。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

高知県知事 様

発明者 所属  
職名  
氏名 ㊞

譲渡書

高知県職員の職務発明等に関する規則第6条の規定により、次のとおり特許を受ける権利等(特許権等・ノウハウ)を高知県に譲渡します。

発明等の名称	
備考	

注 職員の共同による発明等の場合は、連名で提出する。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊞

特許出願等届

下記の発明等について高知県職員の職務発明等に関する規則第7条第2項ただし書の規定により特許出願等をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 発明等の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号
- 4 出願の理由

注 特許出願等に関する書類を添付する。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊟

公証制度利用届

下記のノウハウについて特許法第79条に規定する先使用による通常実施権を確保するために公証制度を利用しましたので、高知県職員の職務発明等に関する規則第7条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 ノウハウの名称
- 2 公証制度の利用年月日
- 3 利用した公証制度の内容
- 4 公証制度を利用した理由

注 公証制度を利用したことを確認することができる書類を添付する。

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申立者 所属  
職名  
氏名 ㊟

不服申立書

年 月 日付け 第 号で通知がありました認定（決定・実施補償金の支払の決定）について不服がありますので、高知県職員の職務発明等に関する規則第15条の規定により下記のとおり不服の申立てをします。

記

不服の内容及び理由

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。  
平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第54号**

**高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号ア中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ク中「防護柵」を「防護柵」に改め、同号ヌ中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

第7条中「はく製」を「剥製」に改める。

第18条第1号ア中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号シ中「勾配」を「勾配」に改め、同号ス中「防護柵」を「防護柵」に改め、同号マ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第3号カ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第24条第3号イ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第9号**

本 庁  
各出先機関

知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令  
を次のように定める。  
平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

**知事表彰の表彰状等の様式に関する規程の一部を改正する訓令**

知事表彰の表彰状等の様式に関する規程（昭和41年10月高知県訓令第54号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「別記

**第1号様式（第2条関係）」**  
を

「別記  
**第1号様式（第2条関係）」**

に改める。

別記第2号様式中

「**第2号様式（第3条関係）」**  
を

「**第2号様式（第3条関係）」**

に、「縦32.0センチメートル 横45.6センチメートル」を「縦

31.8センチメートル 横45.4センチメートル」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第616号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日     | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地                  | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類                                      |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 平成23年7月1日 | 社会福祉法人愛生福祉会<br>宿毛市平田町戸内1813-1       | ケアハウスすくも<br>宿毛市平田町戸内1824<br>特定施設入居者生活介護<br>介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 〃         | 合同会社まごの手<br>高岡郡四万十町北琴平町1番9号         | 指定訪問介護事業所まごの手<br>高岡郡四万十町北琴平町1番9号<br>訪問介護                   |
| 平成23年8月1日 | 社会福祉法人かど福祉会<br>高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10 | 特別養護老人ホーム望海の郷<br>高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10<br>短期入所生活介護          |

|  |  |              |
|--|--|--------------|
|  |  | 介護予防短期入所生活介護 |
|--|--|--------------|

**高知県告示第617号**

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

| 発生頭数 | 発生場所又は区域 | 発生日月日     | 処分  |
|------|----------|-----------|-----|
| 1頭   | 高岡郡四万十町  | 平成23年9月7日 | 殺処分 |

**高知県告示第618号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

| 区 間                | 変更前後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延 長（メートル） |
|--------------------|--------|-------------|-----------|
| 土佐郡土佐町土居字長川原1080番3 | 前      | 8.8<br>}    | 30        |
|                    | 後      | 12.0<br>}   | 30        |

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第74号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,744人である。

平成23年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
**高知県選挙管理委員会告示第75号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,862人である。

平成23年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
**高知県選挙管理委員会告示第76号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 92,674人 |
| 室戸市、東洋町選挙区              | 5,690人  |
| 安芸市、芸西村選挙区              | 6,691人  |
| 南国市選挙区                  | 13,294人 |
| 土佐市選挙区                  | 8,127人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,815人  |
| 宿毛市、大月町、三原村選挙区          | 8,498人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,656人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,816人  |
| 香南市選挙区                  | 9,307人  |
| 香美市選挙区                  | 7,969人  |
| 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区 | 3,487人  |
| 長岡郡、土佐郡選挙区              | 4,041人  |
| 吾川郡選挙区                  | 9,369人  |
| 高岡郡選挙区                  | 18,290人 |
| 黒潮町選挙区                  | 3,672人  |